

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分... 平成二十八・四・一以後終了事業年度等分(平成二十八・一・一以後開始事業年度等用)

青色申告 一連番号
整理番号
事業年度(至)
売上金額
申告年月日
送付印 確認印 庁指定 局指定 指導等 区分
申告区分
法人税

翌年以降送付要否
適用額明細書提出の有無
税理士法第30条の書面提出有
税理士法第33条の2の書面提出有

平成 年 月 日 税務署長殿
事業種目
納税地
法人名
法人番号
代表者
代表者住所
添付書類

事業年度分の法人税 申告書
課税事業年度分の地方法人税 申告書
この申告書による法人税額の計算

Table with 15 rows for calculating corporate tax. Columns include item number, description, and amount in thousands of yen.

Table with 16 rows for calculating corporate tax. Columns include item number, description, and amount in thousands of yen.

Table with 12 rows for calculating local corporate tax. Columns include item number, description, and amount in thousands of yen.

Table with 8 rows for calculating local corporate tax. Columns include item number, description, and amount in thousands of yen.

法0301-0101

税理士 署名押印

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)

事業年度: . . . 法人名: . . .

別表四(簡易様式) 平二十八・四・一以後終了事業年度分

御注意

1 沖繩の認定法人の所得の特例、国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例、組合事業等に係る損失がある場合の課税の特例、対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例、特定目的会社等又は特定目的信託に係る課税の特例、農業経営基盤強化準備金の課税の特例、農用地等を取付た場合の課税の特例、関西国際空港用地整備準備金の課税の特例、中部国際空港整備準備金の課税の特例及び再投資等準備金の課税の特例の適用を受ける法人にあっては、別様式による別表四を御使用ください。

2 「47」の(1)欄の金額は、「(2)」欄の金額に、「(3)」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減した額と符合することになり、留意してください。

区分	総額	処 分	
		留 保	社 外 流 出
	①	②	③
当期利益又は当期欠損の額	円	円	円
加			
損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く)			
損金経理をした道府県民税(利子割額を除く)及び市町村民税			
損金経理をした道府県民税利子割額			
損金経理をした納税充当金			
損金経理をした附帯税(利子税を除く)、加算金、延滞金(延滞分を除く)及び過当税			その他
減価償却の償却超過額			
役員給与の損金不算入額			その他
交際費等の損金不算入額			その他
小 計			
減			
減価償却超過額の当期認容額			
納税充当金から支出した事業税等の金額			
受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「13」又は「26」)			※
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「26」)			※
受贈益の益金不算入額			※
適格現物分配に係る益金不算入額			※
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額			
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等			※
小 計			外 ※
仮 計 (1)-(11)-(21)			外 ※
関連者等に係る支払利子等の損金不算入額(別表十七(二)「25」又は「30」)			その他
超過利子額の損金算入額(別表十七(三)「10」)	△		※ △
仮 計 ((22)から(24)までの計)			外 ※
寄附金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)			その他
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「13」)			その他
税額控除の対象となる外国法人税の額(別表六(二)「7」)			その他
合 計 (25)+(26)+(29)-(30)			外 ※
契約者配当の益金算入額(別表九(一)「13」)			
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額			※
差 引 計 (33)-(34)+(36)			外 ※
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表二(一)「4」の計+(別表二(三)「9」を除く(別表七(三)「10」))	△		※ △
総 計 (37)+(38)			外 ※
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特例控除額(別表十(三)「43」)	△		※ △
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額	△	△	
所得金額又は欠損金額			外 ※

